

家畜衛生だより



西部家畜保健衛生所・西部動物防疫協議会
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)
Fax: 043-286-0090
(公社)千葉県畜産協会

京都府と茨城県の採卵鶏農場で 高病原性鳥インフルエンザ発生！ (国内家きん9, 10例目)

【9例目】

所在地: 京都府亀岡市

飼養状況: 採卵鶏 約28万羽

経緯: (1)12月23日(火)

当該農場からの通報を受け、府が立入検査を実施。簡易検査で陽性を確認

(2)12月24日(水)

遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認

【10例目】

所在地: 茨城県城里町

飼養状況: 採卵鶏 約97万羽

経緯: (1)12月24日(水)

当該農場からの通報を受け、県が立入検査を実施。簡易検査で陽性を確認

(2)12月25日(木)

遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認



衛生管理・防疫対策を徹底し、農場を鳥インフルエンザから守りましょう！！

- ❑ 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- ❑ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ❑ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- ❑ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- ❑ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- ❑ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ❑ ねずみ及び害虫の駆除

千葉県西部家畜保健衛生所 TEL 043-250-4141 FAX 043-286-0090

※急性悪性家畜伝染病(高病原性鳥インフルエンザ等)の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください。

年末年始等における防疫対策の徹底について

これから年末年始及び旧正月に向け、人や物の動きが一層活発になることが見込まれます。高病原性鳥インフルエンザは、今シーズンも10月22日から発生が確認され、全国どこでも発生する可能性があります。現在、発生リスクが高い時期にありますので、①早期通報の徹底、②農場のウイルス侵入防止対策が不十分になっているところがないかの再点検、③発生時の速やかな防疫措置の徹底、④大臣指定地域における取組が重要です。ウイルス侵入防止のため引き続き警戒をお願いします。

下記事項に留意し、防疫対策の徹底を！

👉 農場の従業員、研修生にもお知らせしてください！

① 海外渡航の自粛！肉製品等の持ち込み禁止！

高病原性鳥インフルエンザ等の発生地域への渡航は自粛しましょう。海外からの肉製品等の持ち込みは禁止されています。外国人技能実習生等の外国人従業員へ周知してください。

② 部外者をいれない！野生動物の侵入防止！衛生害虫の駆除！

看板等を設置し、部外者が立ち入らないようにしましょう。防鳥ネットや畜舎壁等を再点検し、穴や破損があれば直ちに改善を図るなど、「隙」を埋めましょう。ハエがHPAIウイルスを運ぶ可能性があるため、殺虫剤の散布、粘着シートの設置等で対策をしましょう。



③ 立入者衣服交換！手指消毒！

衛生管理区域に入る人は専用衣服と長靴を着用し、手指の消毒を徹底しましょう。衣服等の交換の前後で動線が交差しないように注意してください。

④ 消毒薬の適正使用！

踏込消毒槽等は、汚れた場合だけでなく、少なくとも1日に1回は交換しましょう。適切な濃度の消毒薬を使用しましょう。

⑤ 毎日の健康観察！早期発見及び早期通報！

異常を認めたら、直ちに当所に通報してください！



○今シーズンの発生農場で認められた所見・特徴

- これまでの発生農場のうち4例が既発農場における発生、6例が大規模農場での発生であった。
- ウインドウレス鶏舎での発生が多く見られた。
- 衛生管理に大きな不備が認められなかった農場から、不備が認められる農場まで様々。
- 発生農場の周囲では、渡り鳥が飛来する水場、カラスが集まる森などがあった。

詳細☞ [令和7年度 鳥インフルエンザ防疫対策緊急全国会議について：農林水産省](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/251223.html)
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/251223.html

○今後の発生予防対策

(家きん小委・HPAI疫学調査チーム検討会合同会合での提言)

◆ 早期発見・早期通報

- ✓ 発見及び通報の遅れはウイルス量の増大につながり、まん延のリスク。特に集中地域では重要。
- ✓ 少なくとも1月末までは細心の注意をもって健康観察を行うこと。大腸菌症経験農場や誘導換羽中であっても、異常があればこれらによるものと即断せず早期通報。

◆ 飼養衛生管理の徹底

- ✓ 飼養衛生管理基準の徹底は、侵入リスク低減の基本。特定の項目に偏らず、全項目を継続的に遵守。
- ✓ 発生リスクが高いとの報告がある大規模農場で多く発生。より一層の警戒感を持ち衛生管理を行うことが重要。また、来年10月の塵埃対策義務化について、前倒しの実施が望ましい。

◆ 野鳥対策

- ✓ 野鳥は本病を農場内に持込む主因の一つ。野鳥を誘引しないことが発生予防上重要。
- ✓ 防鳥ネットの適切な設置、死鳥・廃棄卵の適切な処理、樹木の除去・枝払い、餌こぼれの清掃やテグスの設置等が重要。

◆ 過去に発生があった地域や家きん農場集中地域での対策

- ✓ 既発地域は気象条件、地形、野生動物生育状況等発生する環境要因が揃っており、発生リスクが高いことから、過去の発生時期を踏まえ、一層飼養衛生管理の徹底に取り組むことが重要。
- ✓ 来年1月に施行される大臣指定地域に所在する農場は、前倒しで野鳥対策、消毒薬備蓄等に取り組むことが重要。

詳細☞ [食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第97回家きん疾病小委員会・令和7年シーズン第1回高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会合同会合：農林水産省](https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/kakin/kakin_97/kakin_97.html)

https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/kakin/kakin_97/kakin_97.html